

令和 2 年 7 月 1 日

各高齢者サービス事業者 代表者 様

和歌山県福祉保健部
介護サービス指導室長
(公印省略)

介護サービス事業所等サービス継続支援事業補助金交付申請について（ご案内）

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の適切な実施について、誠に感謝申し上げます。

県では、新型コロナウイルス感染症の発生による介護サービス提供体制に対する影響を限りなく小さくするため、介護サービス事業所等が、関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染機会を減らしつつ、必要な介護サービスを提供できるよう、通常の介護サービスの提供時では想定されない、かかり増し経費等に対して、標記補助金を交付することとなりました。

つきましては、標記補助金の対象者で交付を希望する場合は、下記及び別添の和歌山県介護サービス事業所等サービス継続支援事業補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)をご確認の上、期限内に交付申請書等関係書類を提出いただきますよう、お願いします。

なお、国の第 2 次補正予算における新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業、介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業等）については、準備が整い次第、別途案内する予定であることを申し添えます。

また、本通知は、法人に対して 1 通のみ送付していますので、必ず傘下の事業所等あて通知いただきますようお願いします（補助金の交付申請は、法人において複数の事業所等分をまとめて申請することが可能です。）。

記

I 補助の対象者及び補助対象経費

1 介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業

【補助対象者】 ※対象となる事業所等は限定されますので、必ずご確認ください。

令和 2 年 1 月 15 日以降に、次のいずれかに該当する介護サービス事業所等（和歌山市に所在するものを除く。）を運営する者

- ① **和歌山県から休業要請を受けた**通所系サービス事業所又は短期入所系サービス事業所
- ② 利用者若しくは入所者又は職員に**新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した**（職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合を含む。）介護サービス事業所等（福祉用具貸与事業所を除く。）
- ③ **濃厚接触者に対応した**訪問系サービス事業所（福祉用具貸与事業所を除く。）、短期入所系サービス事業所又は介護施設等
- ④ ①から③まで以外の**通所系サービス事業所**（小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所を除く。）**であって**、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、**居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、可能な限りのサービスを提供した事業所（「Ⅵ 留意事項」の 5 も併せてご確認ください。）**

【補助対象経費】

関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染機会を減らしつつ、必要な介護サービスを継続して提供するために必要な経費（具体例は、別表の「(1)介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業」中、「対象経費の例」ア～セを参照）

2 介護サービス事業所等との連携支援事業

【補助対象者】 ※対象となる事業所等は限定されますので、必ずご確認ください。

令和2年1月15日以降に、次のいずれかに該当することとなった介護サービス事業所等の利用者又は入所者の必要な介護サービスを確保する観点から、**当該事業所等の利用者又は入所者の積極的な受け入れや職員が不足した場合に応援職員の派遣を行った連携先の介護サービス事業所等**（和歌山市に所在するものを除く。）を運営する者

① 1 ①又は②に該当する介護サービス事業所等

② 感染症拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業（各事業者が定める運営規程の営業日において、営業しなかった日（通所系サービス事業所が「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）」（令和2年2月24日付け厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室、振興課及び老人保健課連名事務連絡）の別紙1の2に基づき実施する訪問によるサービスのみを提供する場合を含む。）が連続3日以上ある場合をいう。）した介護サービス事業所等

【補助対象経費】

2 ①又は②に規定する介護サービス事業所等と緊急かつ密接な連携を実施することに伴い必要となる経費（具体例は、別表の「(2)介護サービス事業所等との連携支援事業」中、「対象経費の例」ア〜ウを参照）

II 補助事業期間

令和2年1月15日（水）～令和3年3月31日（水）

- ・ 上記の期間内であれば、既に実施した事業も対象になります。
- ・ 期間最終日まで事業を実施の上、経費の支払先への支払まで完了してください。

III 補助金の額

1 通所系、訪問系、多機能型サービス事業所の場合

別表中、介護サービス事業所種別ごとに記載されている基準単価と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額（1,000円未満切り捨て）

2 短期入所系サービス事業所、入所施設、居住系サービスの場合

別表中、介護サービス事業所、施設種別ごとに記載されている基準単価に当該介護サービス事業所、施設の定員数を乗じて得た額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額（1,000円未満切り捨て）

IV 申請手続き

申請は法人が各事業所等分について行い、複数の介護サービス事業所等（和歌山市に所在するものを除く。）を運営する者については、各介護サービス事業所等分をまとめて申請することができます。

1 申請期限

本事業については、3回の申請期限を設けていますので、対象となる事業を実施する場合、下記のいずれかにおいて、申請してください（ただし、事業が完了（支払まで完了）した場合は、補助金の早期交付のため、なるべく早く申請してください。）。

- ・ 第1回申請期限…令和2年8月31日（月）

【対象】 令和2年8月31日までに事業完了（支払まで完了）しているもの及び令和3年3月31日までに事業完了（支払まで完了）予定のもの

- ・ 第2回申請期限…令和2年11月30日（月）

【対象】 令和2年11月30日までに事業完了（支払まで完了）しているもの及び令和3年3月31日までに事業完了（支払まで完了）予定のもの

- ・ 最終申請期限…令和3年1月15日（金）

【対象】 令和 3 年 1 月 15 日までに事業完了（支払まで完了）しているもの及び令和 3 年 3 月 31 日までに事業完了（支払まで完了）予定のもの

2 申請方法

申請書類 1 部について郵送（簡易書留等郵便物の追跡ができる方法で郵送して下さい。）

3 申請先

〒640-8585 和歌山市小松原通 1 - 1

和歌山県長寿社会課介護サービス指導室

4 提出書類

次表記載に従い、関係書類を提出してください（別紙「補助金交付のフロー」も併せてご確認ください。）。

<u>交付申請の日において既に完了</u> （支払まで完了）している事業	<u>交付申請の日において未了である</u> （支払まで完了していない）事業
1)和歌山県介護サービス事業所等サービス継続支援事業 補助金交付申請書 2)事業結果概要書（その 1 ～その 3） 〔別記第 1 号様式〕 3)収支決算書 4)経費の精算根拠が確認できる書類 5)役員名簿	1)和歌山県介護サービス事業所等サービス継続支援事業 補助金交付申請書 2)事業計画書（その 1 ～その 3） 〔別記第 2 号様式〕 3)収支予算書 4)経費の精算根拠が確認できる書類 5)役員名簿

VI 留意事項

- 1 事業所について 1 回の補助が原則ですが、申請額が基準単価（又は基準単価に定員数を乗じて得た額）に満たない場合、当該基準単価（又は基準単価に定員数を乗じて得た額）を上限として、追加で申請（変更申請）することが可能です。
- 2 各介護予防サービスも対象となります。介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1 つの事業所として取り扱うこととなります。
- 3 介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を実施する事業は、通所型は通所介護事業所（通常規模型）と、訪問型は訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとしますが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1 つの事業所として取り扱うこととなります。
- 4 I の 1 ③に規定する濃厚接触者に対応した事業所に係る交付申請を行った場合は、県において当該濃厚接触者に関する確認を行います。
- 5 I の 1 ④について、訪問サービスを行わず、電話による安否確認のみ行っている事業所は対象となりません。また、通所系サービス事業所であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供を行う場合は、「高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症の対応について（周知徹底）」（令和 2 年 4 月 30 日付け 長第 04300004 号）の「○ 上記通知 1 に関する留意事項について」に記載のとおり、各振興局健康福祉部総務福祉課（健康福祉部串本支所地域福祉課）に事前に連絡する必要があります。

VII 補助金交付要綱、各種様式等について

きのくに介護 de ネットに掲載していますので、ご活用ください。

URL : <https://wave.pref.wakayama.lg.jp/kaigodenet/index.html>

(担当)
介護サービス指導室 小川
TEL : 073-441-2527 (直通)